農地法第4条第1項の規定による許可申請書

令和　　年　　月　　日

埼玉県知事　　様

申請者　氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第４条第１項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等	住所					連絡先(電話番号)	
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積(㎡)	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域の別
			登記簿	現況			
	計　　㎡　(田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡)						

3 転用計画

(1) 転用事由の詳細

用途	事由の詳細

(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間

令和　　年　　月　　日から　　年間

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	第１期(着工　年　月　日から　年　月　日まで)				第２期(着工　年　月　日から　年　月　日まで)				合計		
	名称	棟数	建築面積	所要面積	名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				㎡				㎡			㎡
建築物			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
小計			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
工作物			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
小計			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
計			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡

4 資金調達についての計画

(1)建築費	円	(1)自己資金	円
(2)造成費	円	(2)金融機関等借入	円 (金融機関名:　　)
(3)土地取得費	円	(3)その他	円
(4)諸経費	円		
合計	円	合計	円

5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

6 その他参考となるべき事項

□都市計画法第29条開発行為許可申請(同法第34条　号該当)　□都市計画法第29条開発行為許可申請外

□宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可　□雨水浸透阻害行為に基づく許可

□熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例

□その他必要とする手続き等　手続き名:

土地改良区の意見書　□有　□無　□地区外

農業振興地域内農用地区域　□内農地(青地)　□外農地(白地)　□地域外

外農地(白地)の内、　□重要変更(除外)　□軽微変更　変更年月日:

地域計画の達成に支障　□無　変更年月日:

（記載要領）

1　申請者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

2　「市街化区域・市街化調整区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

3　「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。

4　申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

5　当該申請に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合（上記4を除く。）には、法令の手続きの名称、法令を所管する行政機関の名称（担当課所名）及び手続きの進捗状況を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（本人確認に係る留意事項）

申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示するか、その写しを提出してください。（有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。）ただし、代理人が持参する場合は、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。

【1点の確認が必要なもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書　等

【2点の確認が必要なもの】

健康保険の被保険者証（又は資格証明書）、年金手帳又は在学証明書　等

※1　代理人申請において本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。

※2　申請者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書等により確認します。

（その他留意点）

1　必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

2　添付を求めない他法令の許可状況等について、法令を所管する行政機関へ確認する場合があります。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書【記載例】

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

埼玉県知事 様

申請者 氏名 熊 谷 太 郎

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第４条第１項の規定により許可を申請します。

記

1 申請者の住所等

住所	連絡先(電話番号)
熊谷市○○△△番地	048-***-****

2 許可を受けようとする土地の所在等

土地の所在	地番	地目 登記簿	地目 現況	面積(㎡)	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域の別
熊谷市○○字△△	○○番△	畑	畑	○○○	熊谷 太郎	市街化調整区域
以下余白						

計 ○○○ ㎡ (田 ㎡、畑 ○○○ ㎡、採草放牧地 ㎡)

別紙がある場合でも、概要を記載してください。

3 転用計画

(1) 転用事由の詳細

用途	事由の詳細
自己用住宅	現在、実家で親と同居しているが、このたび独立し、住宅を新築したいため。詳細は別紙のとおり。

(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間: 令和 年 月 許可 日から 永 年間

(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要

工事計画	第1期(着工○○年○○月○○日から○○年○○月○○日まで) 名称	棟数	建築面積	所要面積	第2期(着工 から 年 月 名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	計 建築面積	所要面積
土地造成				400 ㎡				㎡			400 ㎡
建築物	住宅	1	120 ㎡	㎡			㎡	㎡	1	120 ㎡	㎡
小計		1	120 ㎡	400 ㎡			㎡	㎡	1	120 ㎡	400 ㎡
工作物			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
小計			㎡	㎡			㎡	㎡		㎡	㎡
計		1	120 ㎡	400 ㎡			㎡	㎡	1	120 ㎡	400 ㎡

畑300㎡、雑種地100㎡を一体利用し、住宅を建築する場合は、「土地造成」欄には400㎡と記入ください。

「建築物」は建物の水平投影面積（建築面積）を記入する。
太陽光発電設備は、「工作物」欄に記入ください。

4 資金調達についての計画

(1)建築費	○○○ 円	(1)自己資金	円
(2)造成費	○○○ 円	(2)金融機関等借入	○○○ 円 (金融機関名: ○○○銀行)
(3)土地取得費	○○○ 円	(3)その他	円
(4)諸経費	○○○ 円		
合計	○○○ 円	合計	○○○ 円

5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要

※被害防除施設の概要等を具体的に記載してください。
雨水は敷地内の雨水浸透桝にて集水し、排水は道路側溝へ放流する。
土地造成は盛土工事を行い、東側農地より30cm高くなりますが、コンクリートブロック擁壁を設置し、雨水・土砂流出を防除します。 万が一、被害が生じた場合は、責任を持って対応します。

6 その他参考となるべき事項

- ☑ 都市計画法第29条開発行為許可申請(同法第34条12号該当) ☐ 都市計画法第29条開発行為許可申請外
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可
- ☐ 熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例
- ☑ その他必要とする手続き等 手続き名: ○○○の許可

土地改良区の意見書 ☐ 有 ☑ 無 ☐ 地区外

農業振興地域内農用地区 ☐ 内農地(青地) ☑ 外農地(白地) ☐ 地域外

外農地(白地)の内、☑ 重要変更(除外) ☐ 軽微変更 変更年月日: 令和○年○月○日

地域計画の達成に支障 ☑ 無 変更年月日: 令和○年○月○日

（記載要領）

1　申請者が法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。

2　「市街化区域・市街化調整区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。

3　「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄は、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。

4　申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

5　当該申請に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合（上記4を除く。）には、法令の手続きの名称、法令を所管する行政機関の名称（担当課所名）及び手続きの進捗状況を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

（本人確認に係る留意事項）

申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示するか、その写しを提出してくだ
（有効期間があるものは、その有効期間内のものに限ります。）ただし、代理人が持参する場合は、申請者の本人確認書類
次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。

【1点の確認が必要なもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書　等

【2点の確認が必要なもの】

健康保険の被保険者証（又は資格証明書）、年金手帳又は在学証明書　等

※1　代理人申請において本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。

※2　申請者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書等により確認します。

（その他留意点）

1　必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

2　添付を求めない他法令の許可状況等について、法令を所管する行政機関へ確認する場合があります。